

5月定例教育委員会会議録

公開案件

開催日時	令和4年5月17日（火） 午前10時から	
開催場所	奈良市役所 中央棟地下1階 B1会議室	
出席者	委員	北谷教育長、畑中委員、柳澤委員、梅田委員、川村委員 【計5人出席】
	事務局	沖本補佐、中垣主任、上羅
	理事者	【教育委員会】 竹平教育部長、垣見教育部次長、伊東教育部次長、五味原教育政策課長、細川地域教育課長、牧野学校教育課長、久保田いじめ防止生徒指導課長、増田保健給食課長、新田教育支援・相談課長、石原教育センター所長
開催形態	公開（傍聴人 0人）	
議題	<p>1 議事</p> <p>議案第7号 奈良市教育委員会後援名義の使用承認に関する要綱の一部改正について</p> <p>議案第8号 奈良市放課後児童健全育成事業施設条例施行規則の一部改正について</p> <p>議案第9号 令和5年度使用奈良市立高等学校教科用図書選定委員会委員及び研究員の委嘱又は任命について 非公開</p> <p>議案第10号 奈良市いじめ防止連絡協議会委員の委嘱又は任命について</p> <p>議案第11号 奈良市いじめ対策検討委員会委員の委嘱又は任命について</p> <p>議案第12号 奈良市学校給食センター条例の一部改正について 非公開</p> <p>議案第13号 令和4年度奈良市教育支援委員会委員及び調査員の委嘱又は任命について</p> <p>議案第14号 公設フリースクール「HOPあやめ池（仮称）」にかかる用途変更について</p>	

<p>決定取り纏め事項</p>	<p>1 議事</p> <p>議案第7号 奈良市教育委員会後援名義の使用承認に関する要綱の一部改正については、可決した。</p> <p>議案第8号 奈良市放課後児童健全育成事業施設条例施行規則の一部改正については、可決した。</p> <p>議案第9号 令和5年度使用奈良市立高等学校教科用図書選定委員会委員及び研究員の委嘱又は任命については、可決した。</p> <p>議案第10号 奈良市いじめ防止連絡協議会委員の委嘱又は任命については、可決した。</p> <p>議案第11号 奈良市いじめ対策検討委員会委員の委嘱又は任命については、可決した。</p> <p>議案第12号 奈良市学校給食センター条例の一部改正については、可決した。</p> <p>議案第13号 令和4年度奈良市教育支援委員会委員及び調査員の委嘱又は任命については、可決した。</p> <p>議案第14号 公設フリースクール「HOPあやめ池（仮称）」にかかる用途変更については、可決した。</p>
<p>担当課</p>	<p>教育委員会教育部 教育政策課</p>
<p style="text-align: center;">議事の内容</p>	
<p>教 育 長</p>	<p>皆さん、おはようございます。皆さん、おそろいですので、5月定例教育委員会を始めさせていただきます。</p> <p>まず、事務局より資料の説明をお願いします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>本日の資料は、事前に配付した資料のとおりです。</p> <p>なお、議案第9号の資料は、本日、関係理事者のみ机上に配付しております。こちらの資料は会議終了後、回収させていただきますので、よろしくお願いたします。</p> <p>また、文化財課より6月7日から7月31日まで史料保存館にて開催されるイベントのチラシを配付しております。</p> <p>以上、どうぞよろしくお願いいたします。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>本日の委員会は委員全員が出席しており、委員会は成立いたします。ただいまから、5月定例教育委員会を開会いたします。</p> <p>本日の会議録署名委員は、私と梅田委員で願いたします。</p> <p>次に、会議録の確認を行います。4月定例教育委員会の会議録署名委員は、畑中委員です。畑中委員、よろしいでしょうか。</p>
<p>畑 中 委 員</p>	<p>はい。</p>

教 育 長

ありがとうございます。

それでは、本日の傍聴はおられませんので、本日の議案に入ります。

本日の案件は、議案8件でございます。

本日の案件のうち、議案第9号は公開により審査の公平性に支障を来す案件、議案第12号は議会の議決を経るべき案件であるため、非公開として審議すべきであると思いますが、いかがでしょうか。

各 委 員

異議なし。

教 育 長

異議なしと認めます。

よって、議案第9号及び議案第12号は非公開とすることに決定をいたしました。

なお、議案第9号は関係課のみの審議といたします。

それでは、まず公開の案件から始めます。

最初に、議案第7号 「奈良市教育委員会後援名義の使用承認に関する要綱の一部改正について」、教育政策課長より説明願います。

教育政策課長

失礼いたします。

1ページをご覧ください。3番、制定改廃の理由ですが、奈良市教育委員会後援名義の承認・不承認の決定手続において、押印を省略することができるようにしたいと考えております。

4番の制定改廃の概要ですが、押印欄の削除を2点させていただきたいと考えております。1つ目が奈良市教育委員会後援名義の使用承認決定通知、2つ目が不承認の決定通知の押印欄の削除をする。この改正をさせていただくことにより、後援名義に関する手続に関しまして、全て押印を省略できるような形になります。

昨年の9月の定例教育委員会では、申請者が提出する書類、具体的には使用承認申請、事業変更届出書、事業が終わった後の実施報告書、この3つの書面については、押印を省略することができるよう改正をさせていただいたのですが、今回、奈良市教育委員会から発出する文書についても押印を省略する旨の改正です。

これにつきましては、後援名義につきましては、市長部局と足並みをそろえております。というのも、奈良市と奈良市教育委員会は共に使用承認申請をされることがありますので、押印の省略の取扱いについては足並みをそろえる必要がございました。昨年9月に改正させていただいた時点では、市長部局は今回改正させていただく使用承認と承認通知につきまして、押印省略できないという解釈を示しておりましたので、その際は見合わせておりましたが、今回この4月に、奈良市文書取扱規程が全面改正されたことを受けまして、改めて市長部局の後援名義を担当している総務課に相談したところ、省略することができるという認識を示しましたので、

それに足並みをそろえまして、今回改正させていただきたいと考えております。

施行期日につきましては、市長部局と調整した上で、6月1日に施行させていただきたいと考えております。

説明は以上でございます。審議のほどよろしくお願いいたします。

教 育 長

それでは、後援名義の使用承認に関する要綱の一部改正を、市長部局の改正に基づいて教育委員会も行うという趣旨の説明がございました。この点について、ご意見、ご質問よろしくお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、ご意見がないようですので、議案第7号「奈良市教育委員会後援名義の使用承認に関する要綱の一部改正について」、採決いたします。

本案を原案どおり可決することに決しまして、ご異議ございませんか。

各 委 員

異議なし。

教 育 長

異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案どおり可決することに決定をいたしました。

次に、議案第8号「奈良市放課後児童健全育成事業施設条例施行規則の一部改正について」、地域教育課長より説明願います。

課長。

地域教育課長

失礼いたします。地域教育課です。

それでは、ご説明させていただきます。

資料1ページになりますが、改廃調書をご覧ください。

今回、規則改正しようとする理由に関して、3番に記述をしておりますが、バンビーホームの増改築により定員を改めるということでございます。

さらに4番にその概要をお示ししておりますけれども、施設の増改築により六条、あやめ池、伏見南バンビーホーム、この3つの施設の定員を改めようとするものでございます。

この六条、あやめ池、伏見南バンビーホームの施設整備に関しましては、昨年度の当初予算措置を経まして、以降、設計、施工、工事の完了ということで、一連の手續が終了しましたので、今回、規則改正という形で改めようとするものでございます。

次の資料の2ページに、新旧対照表という形で改正前、改正後をお示ししております。

六条バンビーホームについては、現行定員が130人であるものを129人に、あやめ池バンビーホームについては、現行定員が84人であるものを158人に、伏見南バンビーホームについては、現行定員が66人で

あるものを125人に改めさせていただこうとするものです。

少し具体的な説明を申し上げますと、あやめ池バンビーホームと伏見南バンビーホームについては、近年のバンビーホームの利用児童の増加に伴いまして、もともとあった施設の付近に新たな施設を増築したということで、一定数両方とも定員が増えたということになります。

それから、六条バンビーホームに関しましては、もともところちかも非常にニーズの高い地域でありますけれども、以前から増築ということも六条についてはしてきていますが、4つの部屋があるうちの1つ、1棟が非常に老朽化をしているということもありましたので、老朽化の対策ということで1室含め1棟を内装も含めまして大規模なリフォームをしております。

その際に、既存の部屋の調理スペースであったり、物置スペースであったり、それから作りつけの児童のロッカーといったものですが、そういったものを一旦全部取り払ってしまいまして、新しくニューキッチンや収納スペース、児童用のロッカー、そういったものを新たにリフォームして造っていくということがありますが、この定員が1名減という状況になっているのは、実は改修前この部屋にはトイレがないという状況になっていまして、この施設の子どもは隣の部屋のトイレを利用しに行かないといけないということでした。部屋ごとにトイレがあるというのが理想的だろうということで、今回の老朽化対策、改修に際して、いわゆるトイレスペースを設けたいということもございまして、結果としてはたった1名でございまして、定員減ということになってございます。

施設自体は、もちろんきれいなものに生まれ変わっているということで、子どもたちの環境、それから施設の機能に関しては改修になったので、従前に比べてよくなったと思います。

その他の事項については、増築となります。

それと、資料の3ページについては、承認していただいた場合に、告示しようとしている新たな規則になります。

それから、4ページ以降については、現行の規則を参考に添付させていただいております。

説明は以上になります。

教 育 長

バンビーホームの3ホームの増築及び改修により、定員の増減があったので、報告がありました。この件について、ご意見、ご質問等がございましたら、よろしくお願いたします。

柳澤委員。

柳 澤 委 員

質問です。バンビーホームは既設の小学校の敷地内にあるのか、別のところにあるのか、その分布状態を教えてください。つまり、それぞれの小学校の空き教室はないのでしょうか、そこに延長して設置するという考え方があるのかないのかを含めてなんですけれども。

地域教育課長

柳澤委員のご質問にお答えいたします。

奈良市の市立の小学校、統廃合がございましたので、今年度から43から42ということになってございます。バンビーホームに関しては、42ホームのうち41ホームが小学校、あるいは小中学校の敷地内に設置をしております。ただ1つだけ、帯解のバンビーホームについては、小学校敷地と細い道を1本挟んで隣の至近距離にあり、実質でも敷地内にあるので、ほとんど変わらないような状況に設置をしているということでございます。

それから、その中の施設ですけれども、基本的には多くのホームは、それぞれ敷地の中のどこに建っているかというのは、小学校の建物との関係性であるとか、子どもたちの使い勝手であるとか、総合的に考えた上で建設をしております。割合としては、多くのホームが学校の施設とは別にバンビーホームの施設がありまして、ただ、数ホームに関しては、小学校のいわゆる部屋を改修して、バンビーホームの施設にしているということになります。どちらかという、そちらのほうは少数派というような施設の状況となっております。

柳澤委員

よく分かりました。ありがとうございました。

教育長

ありがとうございました。

ほか、ご意見等ございませんでしょうか。

梅田委員。

梅田委員

規則の改正については、このような形で進めていただければと思います。そして今回のこの定員を見ると、非常にニーズの高いバンビーホームについて、リフォームであったり、それから増築であったりということで、年次的にしっかり進めてきていただいていると思います。毎年このような形での規則を改正しながら、子どもたちの受入れをしているということからも、その動きというのは見えるわけですけれども、奈良市全体を見ましたときに、その中でよりニーズの高いところに対しての充足の状況が十分でないことによって、増築を考える必要があったり、または施設の老朽化等での対策を考えていく必要があるようなバンビーホームというのはどの程度の割合でまだ残っている状況でしょうか。

地域教育課長

梅田委員のご質問にお答えさせていただきます。

バンビーホームのいわゆるニーズの高まりへの対策に対する施設整備ですけれども、ここ数年、本当に毎年4ホーム、5ホーム、多い年であれば6ホーム手がけていた年度もありましたが、比較的スピーディーにここ数年、進めてきているというふうに考えております。

今後を見据えて、ということについてのご質問ですが、実は今年度の予算を活用して、これから増築していこうとするところが4か所ございました、一つは鶴舞バンビーホーム、それから一つが伏見南バンビーホーム、それから一つが西大寺北バンビーホーム、それから一つが済美バンビーホームです。西大寺北と伏見南がいわゆる近鉄西大寺駅周辺ということで、今も住宅開発の兆しがあって、恐らくこの後も保育のニーズや子どもたちの数はあまり減らないということ、そして済美と鶴舞に関しても現状の施設が今では手狭ですので、保育面積の拡充を図るということで今年度予定しております。

その4つを整備した上で、今、分かり得る範囲で全体を見渡すと、おおむね対処が一周しているような印象を私としては持ちます。

ただ、小学校の児童数というのはここ数年、あるいは奈良県でも少しずつ減少していくというような傾向がありますけれども、一方でバンビーホームに来る子どもたちというのは、そのうちのいわゆる割合との掛け算で出てきますので、どうも近年の様子を見ていると、いわゆる共働きであったりだとか、保育の必要なご家庭のニーズ、つまり率ですけれども、そちらのほうはまだあまり下がらないというか、むしろ少し伸びているような気がします。結果としては、バンビーホームの登録者数が少し増えているというような状況がございます。この辺はちょっと生き物のような部分がありますので、今、一周したような状況ですと私申し上げましたけれども、各地域のニーズであったりだとか、住宅開発の状況、そういったものを見ながら、立ち止まらずにいつも考えていくというような姿勢で、保育の充実に努めるということなのです。

梅田委員

ありがとうございました。

施設については、全体を見渡しながらの改修であったり、増築であったりということでの対応をしてくださっているということで受け止めました。今ありましたように、どうしても少子化ということでの利用数の減には、即結びついていかないというのが今の現状でもあろうかと思っておりますので、そういうことでの対応をよりしっかりと見通しを持った対策を打っていただければなと思っております。あわせて保育の質というところについてもいろいろご苦労いただいていることかと思っておりますけれども、併せての対応、どうぞよろしくお願いいたします。

教育長

ありがとうございます。

他にございませんでしょうか。

川村委員。

川村委員

2点、質問をさせていただきます。

事前説明でも一度お伺いしたんですけれども、子ども1人当たり何平米の専有地といいますか、その基準となる広さをもう一度教えていただきたい

い。六条が1名減というのは、そこからの理由だという事前説明でのご説明でしたので、もう一度再確認をさせていただきたいということです。もう一つ、今、施設の拡充、しっかりしたものを造っていくというお話はあったんですけども、人の体制については、子どもに比例したかたちでの補充というような何かしらの対策があるのであれば、教えていただきたいなと思いました。

教 育 長

お願いします。

地域教育課長

川村委員のご質問にお答えさせていただきます。

児童に見合った施設の基準ということで、厚生労働省が示している基準は、児童1人当たりの保育面積が1.65平米ということです。これがいわゆるバンビーホーム、放課後児童クラブの基準を示していて、子どもたちの保育のために必要な1人当たりの面積基準ということです。

ちなみに、今日も規則の改正ということでお話をさせていただいていますが、例えば六条でしたら、129人にしようとするということですけども、施設の保育の面積が129掛ける1.65存在するというふうに捉えていただければと思います。

それから、質の高い保育をするためには、施設に加えて、人ではないかというところのお話で、バンビーホームの支援員もそうですし、いわゆる就学前の幼児教育、保育の世界もそうですけれども、ニーズが非常に高まっている中で、なかなか担い手不足であるというのが現状です。奈良市のバンビーホームの現状を見ても、何回求人をしても来ていただけないような場面も正直あるのが事実です。

ただ、これは教育委員の皆様にもご指摘いただき、お話をさせていただきましたけれども、この2月から国の事業のメニュー、あるいは補助を使いまして、放課後児童支援員の処遇改善ということで、常勤ベースの方であれば月額1万1,000円給与アップをしています。そういったことであるとか、このバンビーホームの支援員としての仕事のやりがいを含めて処遇改善をした部分も含めて、今、たくさん子どもへの対処という側面もありますし、支援が必要な児童がバンビーホームでもいらっしゃいますので、単に基準のこともありますけれども、手厚くしていかないといけない部分もございます。そういった面では処遇改善は非常に私たちもありがたかったんですが、少しそういったことも宣伝広報を含めてさせていただきながら、今も立ち止まらずに行っておりますけれども、支援員の確保ということには継続的にも進めてまいりたいというふうに思っております。

川 村 委 員

ありがとうございました。

やはり命を守るためには、子どもに比例する人手は必ず必要だと思っていますので、職員室で使っているパソコン等々、放課後のバンビーのところで使って子どもたちの出欠を取ったりとか、何かしら職員室と

連携した形のものなども考えていただけたら、ホームの負担の軽減になると思いますし、何かしらの手だてをまたこれから見せていただけたらと思います。ありがとうございます。

教 育 長

ほかにございませんでしょうか。

保育の中身についても研修をしっかりとやっていただいております、今後もさらに充実したバンビーホームとして、課長が説明いたしましたように、毎年子どもの数が右肩下がりに対し、バンビーホームのニーズは右肩上がりということですので、今後の推計をしっかりと確認しながら対応していきたいと思っております。

それでは、よろしいでしょうか。

この件についてご意見がないようですので、議案第8号「奈良市放課後児童健全育成事業施設条例施行規則の一部改正について」、採決をいたします。

本案を原案どおり可決することに決しまして、ご異議ございませんか。

各 委 員

異議なし。

教 育 長

異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案どおり可決することに決定をいたしました。それでは、次に議案第10号「奈良市いじめ防止連絡協議会委員の委嘱又は任命について」、いじめ防止生徒指導課長より説明願います。

課長。

いじめ防止生徒指導課長

失礼いたします。

奈良市いじめ防止連絡協議会につきましては、お手元の資料の4ページに、いじめ防止対策推進法に基づく組織についてという表のようなものがございます。こちらの2番、教育委員会がつくる組織の②に示す組織となっておりまして、いじめの防止等に関係する機関や団体間の連携体制の構築といったことを目的とするもので、本市のいじめ防止のための対策を効率的に推進するために必要な事項を協議するため、いじめ防止対策推進法第14条第1項に基づいて設置をしているものでございます。

構成員につきましては、学校、児童相談所、弁護士、医師、奈良市を管轄する警察、これは3署でございます。保護者組織の代表、学識経験者、その他教育委員会が必要と認める者の10人以内で構成すると定めております。

資料の1ページのほうに委員名簿がございます。委員の任期につきましては2年とします。

今回の候補としている委員につきましては、学識経験者として奈良教育大学教授の粕谷貴志先生を候補といたしております。粕谷先生は、奈良市いじめ防止連絡協議会発足当初から本協議会の会長として、本市のいじめ

防止のために携わっていただいております。

その他、学校、警察、児童相談所、弁護士、医師、保護者組織の代表の者につきましては、それぞれの組織から候補者をご推薦いただいた方々となっております。

ご審議のほど、どうぞよろしく申し上げます。

教 育 長

奈良市いじめ防止連絡協議会委員の委嘱について、組織の説明と粕谷氏の説明がありました。このことに関してご意見、ご質問、どうぞよろしく申し上げます。

柳澤委員。

柳 澤 委 員

2点、質問です。

1つ目、1ページの委員名簿のところ、8番の奈良市PTA連合会、他の方には課長、校長、弁護士、所長など職があるいは位置づけが書いてあるんですが、連合会のこの方、福田さんは何かその後に例えば会長、副会長等の何かがついているのかどうか。これはここに記載せよという趣旨ではありません。それが1点。

それから、もう一点、今、課長が説明された中で規則、2ページの番号2ですけれども、この条例の第3条の10名以内もそうですが、委員の構成について、奈良県が設置する、つまり(2)ですけれども、児童相談所の職員が入っておられないように見るんですけれども、ここは何かお考えがあつてこうなったということでしょうか。

以上2点、申し上げます。

教 育 長

課長。

いじめ防止生徒指導課長

お答えいたします。

まず、1点目の奈良市PTA連合会の今回ご推薦をいただきました福田様につきましては、PTA連合会の副会長の方です。例えば奈良警察署でしたら、課長様にいつも来ていただいているというような、大体位置づけが決まっておりますが、PTA連合会につきましては、そのときに応じて会長様であったり、副会長様であったりということですので、記載しておりませんが、今回は副会長の方をご推薦いただいているということです。

それから、もう一点ですけれども、昨年度までは奈良県が設置する児童相談所、奈良県中央こども家庭相談センター所長に来ていただいておりますが、今年度、奈良市子どもセンターができましたことから、今年度は子どもセンターの所長、野儀様にご就任いただくということで、(8)番のその他教育委員会が必要と認める者の枠の中で、野儀所長にお入りいただくということにしております。

柳澤委員	分かりました。ありがとうございました。
教育長	ほかにごいませんでしょうか。 川村委員。
川村委員	すみません、1点。委員名簿のほうで、1番と2番、福西校長先生、山口校長先生、このお二方はやはりいじめ対策に対して何かしらのお力添えといたしますか、経験値がある方を校長先生として入れてくださっているのでしょうか。
教育長	どうぞ。
いじめ防止生徒指導課長	お二人ともそれぞれ、小学校、中学校の校長会から推薦という形でいただいておりますけれども、いずれも生徒指導にたけた経験をお持ちの方ということで、福西校長につきましては、小学校の生徒指導部会長をお務めいただいておりますし、山口校長につきましては、現在、三笠中学校におられますが、その前は県の教育委員会の生徒指導の部門におられた方で、あるいは警察との人事交流等も行っておられた方ですので、そのあたりの経験、キャリアからご推薦いただいたと認識しております。
川村委員	安心しました。ありがとうございます。
教育長	他にございませんでしょうか。 それでは、ご意見がないようですので、議案第10号「奈良市いじめ防止連絡協議会委員の委嘱又は任命について」、採決をいたします。 本案を原案どおり可決することに決しまして、ご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
教育長	異議なしと認めます。 よって、議案第10号は原案どおり可決することに決定をいたしました。 それでは、次に議案第11号「奈良市いじめ対策検討委員会委員の委嘱又は任命について」、課長よりお願いします。
いじめ防止生徒指導課長	失礼します。 この奈良市いじめ対策検討委員会の組織につきましても、お手元の資料5ページに、先ほどご覧いただいた同じ組織表がございますけれども、その2番、教育委員会がつくる組織の③に該当する組織でございます。ここでは、市内で発生したいじめの具体的な事例を取り上げ、その対応や再発防止に向けた協議を行うことにより、本市の学校におけるいじめ防止のた

めの対策が実効的に実施されることを目的として、いじめ防止対策推進法第14条第3項の規定に基づき、教育委員会の附属機関として設置をしているものでございます。

なお、当該附属機関は、学校の設置者が自ら調査を行う必要がある場合に活用できるものというふうにされておりまして、重大事態が発生した際の第三者委員会として兼ねることができるというものでございますが、本市では調査の公平性、緻密性を確保するという観点から、先ほどご覧いただいた5ページの表の④に示す調査委員会を別に設けておりますことを申し添えます。

この奈良市いじめ対策検討委員会の構成員につきましては、学識経験者、弁護士、医師、保護者組織の代表、学校代表、その他教育委員会が適当と認める者など7名以内で構成すると定めております。委員の任期は2年とし、教育委員会が委嘱または任命します。

資料の1ページに委員名簿がございますのをご確認ください。

今回、候補にしております委員につきましては、学識経験者として奈良女子大学教授、伊藤美奈子氏を候補といたしました。伊藤先生は、奈良市いじめ対策検討委員会の発足当初から本委員会の委員長として、いじめ対策に資する具体的な協議を進めてきていただいている方でございます。

また、平成25年から奈良市のいじめ問題の検討委員としてご尽力をいただいております、奈良市のいじめの取組にお力添えを常々いただいております井川一裕弁護士を引き続き候補といたしております。

その他の候補につきましては、それぞれの団体よりご推薦いただいた方々としております。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

教 育 長

奈良市いじめ対策検討委員会の委員の委嘱、任命について説明がありました。このことについて、ご意見、ご質問、よろしく願いいたします。
梅田委員。

梅 田 委 員

委員の委嘱については、このような形で進めていただければと思います。

今、課長からのご説明の中に、いじめの調査委員会についての説明はいただきましたけれども、この対策検討委員会は、表のほうでは年2回の開催とありますけれども、これは例えば重大事態が起こって、その重大事態への対応のさなかにおいて臨時的に開催をして、その具体的な対応について協議するなどということも起こり得るのでしょうか。

いじめ防止生徒指導課長

お答えいたします。

基本的に本市の場合は、重大事態の調査組織は別途設けておりますので、その調査組織が立ち上がりました折には、その組織で調査、検討を進めてまいるということになりますけれども、2回というふうに規定してお

りますが、重大事態に至らずとも、その第三者委員会の調査組織が立ち上がらない段階で検討いただきたいとなった折には、急遽開催することもあり得るものと認識しております。

梅田委員

ありがとうございます。

このいじめ防対法のいわゆる法的根拠となる項目を見ても、この表の中にもありますように、いわゆる市の基本方針ということに基づいてのいじめ防止等のための対策を実効的に行うようにという、そこに一番大きな趣旨がありますけれども、様々にこのような形での組織を持つことによって、教育委員会において今お話があった重大事態もそうですが、その重大事態に至るまでの前に間違いのない対応をしていくという、その事例についてもそうですし、そのときに対応したノウハウというものが、それ以降の対応にも活かされていくようにという、そういう意図も十分にあるのだらうと思います。附属機関として持つこの組織というものをしっかり運用しながら、市内で起こる様々ないじめに対しての対応がより適切に、的確に行っていくことができるようにつないでいただければと思っています。よろしくをお願いします。

教育長

ありがとうございました。

川村委員。

川村委員

2点、質問させてください。

先ほどのいじめ防止連絡協議会とも同じなんですが、二名の山村校長先生はどのようなお方か簡単なお説明をいただきたいということと、組織の一覧表を見させていただいたときに、学校がつくる組織と教育委員会がつくる組織、そして市長がつくる組織、3つ、ここに表記されています。真ん中の後ろ辺りに説明があるんですが、重大事態の発生時の対応として、教育委員会が主体になる場合には、奈良市のいじめ調査委員会が、学校が主体の場合には、いじめに特化した校内委員会が調査を行う。この部分について、もう少し具体的な説明をいただけたらと思います。お願いいたします。

教育長

課長。

いじめ防止生徒指導課長

お答えいたします。

まず、二名中学校校長、山村先生につきましては、現在、中学校の生徒指導部会長をお務めいただいている方ということでご推薦いただいたということでございます。

それから、重大事態発生時の組織につきましては、まず、学校はいわゆるいじめに特化した校内委員会を法に基づいてそれぞれの学校が設置をしております、あらゆるいじめの認知、対応について、その委員会で協

議をしながら進めていくということが法に定められております。

重大事態が発生した場合も、学校が主体となるのか、教育委員会が主体となるのかは、基本的には教育委員会が定めるものです。ただ、多くの場合は学校がまず主体となって調査をすることから、その場合には校内委員会を中心となって行いますけれども、例えば重大事態には大きく分けて1号事案、2号事案とございまして、1号事案というのは、よく自殺をしたり、自殺未遂であったりとか、あるいは財産や身体に大きな被害を被るような大きなもの、これについてはもう初動から第三者委員会、教育委員会のほうで対応することになるだろうと思っておりますけれども、第2号事案、不登校事案と言い換えることがあります。30日以上欠席を余儀なくされたというケースについては、国のガイドライン等に学校主体の調査を基本とすると定めておりますことから、ケースによりまして、その場合には基本的には校内委員会がそれに対応するというところでございます。

川村委員 ありがとうございます。

教 育 長 よろしいでしょうか。
畑中委員。

畑中委員 先ほどの梅田先生のご質問と関連するんですが、このいじめ防止対策検討委員会ですが、日頃、学校で起きている事象について、現在、その解決に向かって進行中であつたり、またうまく解決したというような事象を確認させていただくというような会議に、私も保護者組織の代表で出席させていただいた経験があるんですが、定期的に年2回の会議でそういったことも確認されているということですのでよろしいのでしょうか、この会議は。

いじめ防止生徒指導課長 お答えいたします。

基本的には年2回、会議の中で取り上げるケースですので、何よりも対応に苦慮するケース、苦慮したケース、事後の、先ほど梅田委員もおっしゃいましたように、今後に活かすということで、いろんな検証という意味合いで行う委員会の場合と、まさに今苦慮していることに対するご助言をいただくようなケースがございまして。

解決については、基本的には事象発生後3か月を目安として、本人が被害感情を持っていない、そして被害が継続していないという要件を満たす場合を対象とするという国の定めがございまして、本市のいじめ事象につきましては、当課からの学校訪問の折に、3か月以内に起こった事象の解消状況というものを全部確認しながら進めているところです。

大きな、この会議にかけたものの解消については、その会議の中で、次の会議でご報告をしていくこととなります。

畑 中 委 員 そしたら、それで次につなげていくということはもちろんだと思うんですが、幾つかの小中学校における事例なんかを実際に見せていただいて、もちろんそれは外部にも出すことができない情報ですので、私もここで事例を挙げてという報告はできないんですけども、実際保護者の代表として出ていたときに、学校でこのようなことがあって、解決にはこのような方策が取られているのかということを確認して、できる限り保護者の方にお伝えしたというところがあるんですが、そういうことも行われているということによろしいんですよ、この委員会。

いじめ防止生徒指導課長 そうですね。ここでお話ししたケースについて、必要な情報はまた保護者のほうにももちろん戻しております。

畑 中 委 員 対応した事象についての報告ということもこの場で行われているということですね。

いじめ防止生徒指導課長 そうですね。

教 育 長 よろしいでしょうか。

今、各委員からご意見がありましたように、学校が初めにいじめに当たらないのかということの確認を持って、どう対応するのかということが大事ですので、1号、2号の説明もありましたが、いずれの場合も学校の管理職が、そのアンテナの感度を高く持ち、校内委員会を速やかに立ち上げて、情報を教職員で共有するとともに、教育委員会に報告して、教育委員会がその次の組織をどう活用するのかということには判断が要るだろうと思っております。

奈良市では、いじめ防止については、課名もいじめ防止生徒指導課として、いじめを意識し、取り組んでいるところです。各学校にはいじめ対応教員も配置し任命していることと、教育委員会、いじめ防止生徒指導課からは、校長OBも含めて定期的に学校訪問し、いじめについての報告を受けながら、点検・指導を適宜しております。

それと今、畑中委員もおっしゃったように、事例の検討会を行い、事例について有効な情報は、校長会等を通じて各学校に適時下ろしていくというようなことを積極的に行っているところです。

学校長は、学校で起こっていることしか分からないこともあり、各学校での事象や対応については、具体的に校長会でフォローしています。今後とも気を緩めずにしっかり対応してまいります。

他にご意見ございませんでしょうか。

それでは、ご意見がないようですので、議案第11号 「奈良市いじめ対策検討委員会委員の委嘱又は任命について」、採決をいたします。

本案を原案どおり可決することに決しまして、ご異議ございませんでしょうか。

各 委 員

異議なし。

教 育 長

異議なしと認めます。

よって、議案第 11 号は原案どおり可決することと決定をいたしました。

次に、議案第 13 号 「令和 4 年度奈良市教育支援委員会委員及び調査員の委嘱又は任命について」、教育支援・相談課長より説明願います。

課長。

教育支援・相談課長

失礼いたします。

奈良市教育支援委員会につきましては、委員・調査員を 2 年間の任期で委嘱または任命しております。現在の委員・調査員は、令和 3 年度、令和 4 年度の 2 年間の任期で委嘱または任命をしておるのですが、各委員の退職や異動などに伴う補充・増員対応として、令和 4 年度、今年度の 1 年間のみ委嘱または任命しようとするものでございます。

資料の 1 ページをご覧ください。

このたび、解嘱または解任及び委嘱または任命する委員でございます。

解嘱または解任につきましては、退職する者が 2 名、校務分掌上の担当の変更による者が 1 名でございます。

委嘱または任命につきましては、解嘱または解任した者のそれぞれ後任となる者でございます。

2 ページをご覧ください。

委員の一覧でございます。今ご説明した新任 3 名を含めまして、計 18 名でございます。

内訳といたしましては、こども園園長 2 名、幼稚園園長 1 名、中学校校長 1 名、小学校校長 1 名、中学校教頭 1 名、小学校教頭 1 名、通級指導教室担当教員が 3 名、医師 4 名、学識経験者といたしまして、奈良教育大学、通園施設、奈良市手をつなぐ親の会から各 1 名、子どもセンターから 1 名、計 18 名となっております。

続いて、資料の 3 ページをご覧ください。

解嘱または解任及び委嘱または任命する調査員でございます。

解嘱または解任につきましては、解嘱する者が 2 名、各所属での担当変更が 6 名、調査員から新たに委員に任命する者が 1 名でございます。

委嘱または任命につきましては、それぞれの所属で特別支援教室コーディネーター、通級指導教室担当、特別支援学級担任等、解嘱または解任する者の後任となる者でございます。

続いて、資料の 4 ページをご覧ください。

調査員の一覧でございます。

今ご説明した新任 15 名、再任 2 名を含めて、計 37 名でございます。

内訳といたしましては、小学校通級指導教室の担当教員が7名、中学校通級指導教室担当教員が1名、小学校の特別支援教育コーディネーターが14名、小学校の特別支援学級担任が1名、中学校の特別支援学級の担任が3名、小学校の通常の学級の担任が1名、加えまして、盲学校・養護学校の教員が4名、母子保健課の心理判定員が1名、子どもセンターの臨床心理士が1名、それから園の特別支援教育コーディネーターが4名となっております。

この調査員につきましては、昨年度の29名から37名に増員しております。

資料の5ページをご覧ください。

奈良市の児童生徒数と、教育支援委員会の審査数との比較でございます。平成29年度から令和3年度にかけて、児童生徒数は棒グラフのように減少しておりますが、審査数のほうはご覧のように、折れ線グラフのように増加をしております。調査員は審査を行う上での必要な教育相談や資料の作成を担当いたしますため、審査数の増加に対応して、今回増員を行いたいと考えております。

説明としては以上でございます。審議のほどよろしくお願いたします。

教 育 長

教育支援委員会の委員及びその調査員の委嘱または任命についてでございます。このことに関してご意見、ご質問等ございませんでしょうか。柳澤委員。

柳 澤 委 員

メンバー、委員等について、このとおりで良いと思いますが、ただ気になった点なんです。要は、例えば4ページでもいいですけども、区分のところに関係行政機関の職員とされている。これは規則にそう書いてあるので、これがおかしいという趣旨ではないんですけども、教育機関・行政機関というふうには本来はあるべき、つまりこれは教員の立場で、しかし実質的には行政だと理解するのは難しいんですけども、やはり相談員が積極的に教員の立場で関わっておられるので、他の委員会条例等で教員を充て職として関係行政機関の職員とみなしているケースがあるのかどうか、もしお分かりでしたら、これは他の府県、あるいは他市町村の例を見ても、教育機関・行政何々課みたいに、学校を行政機関と位置づけているのは、ちょっと違和感があるという趣旨なんです。もし何か機会があれば関係行政機関のところ、ちょっと教育という主体性が出るような形が望ましいというふうな気もしたので、単なる個人的な意見です。すみません。

教 育 長

課長。

教育支援・相談課長

他の市町村でどういう表記をしているかまでは、現在把握しておりませんが、規則上は委員の要件というものは明記しております。第3条にあるんですが、学識経験者や医師、関係行政機関の職員ということで、調査員に関しましては、特に人数ですとか、要件というものが規則の中に明記されておられませんので、委員のほうはこの表記が適切だろうと考えますが、調査員のほうに関しては、今おっしゃったような形でどういうものかということをつかりやすい表記に改めるということは、来年度以降できるかなというふうに思います。

それと、他市の状況のほうも把握したいなというふうに思います。

柳澤委員

ありがとうございます。

教育長

関係行政機関の中に教育機関を含めて、もっと主体性が出るように、そこは規則の改定も含めて検討しないといけないとおっしゃっています。まずは他の自治体の状況を調査して、ご報告をし、今後どういうふうに変えていくのかを検討したいと思います。よろしく願いいたします。

他にございませんでしょうか。

川村委員、お願いします。

川村委員

すみません、教えてください。規則の第2条(1)で、特別支援学校に就学しようとする者並びに在学する児童及び生徒で、障害等により特別な支援を必要とする者の就学指導に関する事、この一文の中にどのようなことが具体的に入るのか。私の周りにも幼稚園から小学校、小学校から中学校に行くときに先生に面談をしていただいて、これからどのような学びを保障されるのかという相談を受ける親御さんが複数人いらっしゃいます。そのイメージを私は持って、今日、このお話を聞かせてもらっているのですが、具体的にこれはどのような形で子どもをサポートする委員会というふうになるのでしょうか。

教育支援・相談課長

今おっしゃいました第2条の本文のところには、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議するという事になっておりますので、実際にこの1番目の項目、就学指導に関しましては、特別支援学校に進学する、もしくは特別支援学級に入級をするというふうなことの審査というものを事務局のほうから諮問をいたしまして、ここでご審議をいただいて、その方向性を決定していただくということが、この就学指導というところに関連しております。だから、実際に相談を調査員のほうで受けまして資料を作成し、そのことに基づいて審議、審査をいただくというふうな機関になります。

それ以外にも、2番目、3番目の項目にありますように、審査だけをしているところではなくて、例えば特別支援学校に進学されなかったり、特別支援学級に認定されないお子さんでもどのような支援が必要か。特に今

は通級指導教室のことについて、こちらのほうで議論をしていただいたりとかもしていただいている点がございます。

川 村 委 員

私の子どもが通っていたところでは、ひまわり学級、あとはわかば学級というのがありましたけれども、そういう学級に籍を置きながらも、今では通級ですよ。普通学級にも出向いて授業が受けれるときは受けるという、そういう子どもたち以外にも通常学級に在籍されている子どもでも、小学校や中学校に入るときに親御さんから相談があると思うんです。そういった子に対しては常に門扉を開いて、相談窓口としてこの委員会があるという意味合いでよろしいのでしょうか。

教育支援・相談課長

そうですね。実質には、支援学校に進学されるとか、支援学級に在籍されるということがなければ、我々の教育委員会の事務局の範囲で相談をお受けして、そのことを対処するということがほとんどでございます。

先ほど言いましたように、進学先が特別支援学校であったり、在籍先が特別支援学級であったりしますと、やはり教育委員会として、こういうふうな審査を経てということを保護者の方に通知をし、その同意を経て、そういう進学先を選択していくということになりますので、先ほど資料の5ページで申し上げましたように、なかなか審査数というものがここ数年大変増えてきているものですので、実質的にはその審査のほうのところに、時間であったり、努力をされている部分が大半であるというふうな現状ではございます。

川 村 委 員

本当にこのグラフを見せていただくと、大変だなという思いでいっぱいになるんですけれども、実際、新しい学期が始まって、やはりしんどくなった、学校に行けなくなった、授業にもついていけなくなったという子どもがやはり出てくると思います。そういったときの窓口というのは、課長のお話であると、教育委員会になるということなんでしょうか。

教育支援・相談課長

そうですね。教育委員会といたしましては、教育相談総合窓口というものを設けて当課のほうで運営しておりますので、教育委員会の窓口としてはそちらになります。

また、そういった教育相談に応じて実際に対応していくのは学校ということになっていきますので、そういったことを学校と連携しながら、支援のありようを進めている現状です。

川 村 委 員

やはり子どもが一番話しやすいのは現場の先生でありますので、その連携をうまく取っていただいて、しっかり子どもの学びを保障できたらなと思います。ありがとうございます。

教 育 長 梅田委員。

梅 田 委 員 この委員についての委嘱または任命については、このような形で進めていただければというふうに思います。

それにつきましても、今も少しお話が出ていましたけれども、少子化に伴いながら、それに反するようにこの審査の数というものが非常に増えているという、いわゆる支援学校への入学であったり、支援学級への入級であったりを希望するということがある程度視野に置かれる保護者と子どもたちの数がこれだけ増えているという、そのあたり、その要因などということは一律に言えるものではないというふうに思いますが、事務局として主にどのようなニーズを感じていただいていますでしょうか。

教育支援・相談課長 大きく2点あるかなと思います。

1点は、社会全体として障害というものに対する理解が進んでいるというふうに思います。発達障害という言葉も、少し前にはあまり耳にはしなかったかなと思うんですけども、今は学校現場だけではなくて、成人の段階の方でもやっぱり発達障害を持たれていて、生きづらさを感じておられるというふうなこととかは報道等でもやはり再々目にするようになってまいりましたので、社会全体として一定そういう理解が進んできたということは一つあるかなと思います。

それから、もう一つは、保護者からの立場に立ってみれば、幼児の段階で発達の相談を受けられたりとか、またその先、福祉サービスを受けられるということがやっぱり広く、こちらも障害者理解に伴ってだと思んですけども、進んできているかなと。いわゆる放課後等デイサービス等を利用して、お子さんの発達を教育の部分だけではなくて、そういうサービスを受けながら子どもさんの発達を見てこられた、そういうお子さんが特に小学校ですけれども、就学される際には特別支援に在籍される、されないは別といたしまして、どういった支援が学校でできるかということをご相談されるということが大変ケースとしては多いです。その中でやはり相談を受けたり、資料を作成したりしていく中で在籍されるのが適当か、通常の学級の中で支援を受けられるのが適当かということ判断していく、そこが今回のこの支援委員会の審査になります。

梅 田 委 員 ありがとうございます。

そのような大きなニーズというものを受けながらの中で、子どもたちの学習環境、進学するまたは上の学年に上がる段階における学習環境というものが、より適切な形で行われなければならないというふうに思いますが、これも児童生徒のやはり合理的な配慮の必要性ということを考えてときに、それが何が一番根幹があるのかという、そこを考えていくということは非常に難しいことでもあろうかと思えます。そのことを考えたときに、調査員の方々に調査いただく中身というのは、これは非常に大変

な調査でもあるというふうに思っています。一人一人の子どもたちにとって、より適切で必要な教育環境を設けるためにも、その手続を確実な形で進めて、そして保護者の方と子どもたちがそれを納得して、新しく教育環境に歩みを進めるという、そういう流れをしっかりとっていただけるようお願いをしたいなと思います。

あわせて、先ほどから少し話も出ていましたけれども、通級指導ということが必要な児童生徒について、自校通級をしたり、それから学校外への他校通級をしたりということで通級指導をある程度審査を経た上で、そこに臨むというお子様もおられれば、各学校の中での学校内での判断と対応において行っている自校内での通級の形という、そこも今は進んでおり、その判断は学校で行っているという、そういうことでしたね。

教育支援・相談課長

はい。例えば特別支援学校に進学される、特別支援学級に入級されるということは籍が動くことですので、これは法律に基づいたもので、この教育支援委員会を設置して、諮問し、審議をしていただいて、結論を出していくという手順を踏んでおります。

今、梅田委員おっしゃいましたように、通級指導教室に関しましては、基本的に校内の教育支援委員会を持って、そこで審議をするということになっておりますので、校内での判断ということになっております。ただ奈良市の場合は、通級指導教室は古くから実施してきておりましたので、いわゆるセンター校通級、他校へ出向いて通級を受けるお子さんに関しては、この審査と同じ段階のレベルで審査を行ってまいりました。だから、ここも審査数のほうが大変増えておりますので、この審査の在り方というものを学校のほうへ返すということで、学校のほうも校内支援委員会で審査をしていただくというふうな方向性で今進んでおります。

梅田委員

先ほどからの合理的な配慮というものが具体的にどのような形で子どもたちに提供され、より適切な教育環境になるかということを考えてときに、今ありましたような各学校での校内委員会において、そこを審査していくという、その対応は各学校、一つ一つの学校が持つ専門性ということから考えても、非常に難しい判断を行いながら対応いただいているということは、実態としてはきっとあるんだろうなと思います。各学校における対応がより適切な判断と、そして適切な指導の場につながるものとなっていくように、担当課における各学校での現状把握、そして各学校への指導ということも今後またより一層必要にもなってくるのではないかなというふうに思います。非常に多くの数があり、大変さはあると思いますけれども、一つ一つそこを丁寧に結びつけていけるような対応をお願いできればなと思います。よろしく申し上げます。

教 育 長

ありがとうございます。
畑中委員。

畑 中 委 員

この審査数の増加について、先ほどその要因について2点、課長のほうから考えられることということでご説明がありましたけれども、まさにそのとおりだと思います。そのようなことを考えますと、やはり今後、この数というのはまだまだ増えていくという可能性ももちろんあると思いますし、やっぱりそれだけ子どもたちの個性というのが人の数だけあるんだということだと思いますので、こういう教育支援委員会という場だけでなく、全ての子どもにやっぱり教育支援という目を、そういう思いで向けていくことは大事だと思います。

それから、支援委員会の委員、調査員の方々を見せていただきますと、本当にご経験豊富な先生方がたくさんいらっしゃいます。現場の経験も踏まれている方が多いですので、今後本当にまずはこういう特別な支援を必要とする子どもたち一人一人に対して適切な支援を行えるようにと、それからこの支援委員会がやはり学校の現場であったり、保護者の方とうまく連携しながら、子どもたち一人一人に適した学びの環境というものを提供でき、そこへつなげるようにこの教育支援委員会というのが機能していけばよいのかなというふうに感じております。

以上です。

教 育 長

ありがとうございます。

今、各委員からご意見いただき、それぞれについて課長からの説明もありましたが、梅田委員が先ほどおっしゃった自校通級の充実ということについて、国の基準では13人に1人ですね。

教育支援・相談課長

はい。13人で1人という基準を設けています。

教 育 長

そうすれば、中小規模校については、なかなかその基準に達しないので、そこで本市としては対応教員を独自に今年度トレーニングをして配置する予定ですが、簡単に説明いただけますか。

教育支援・相談課長

通級指導教員といたしまして、これは定数化が平成29年度から国のほうでされていますので、設置されれば県から教員が配置されるという基本姿勢になっております。

ただ、今、教育長からもありましたように、小規模校であったりですとか、なかなか申請を上げていっても設置が実現しない学校もございますので、市独自の対応といたしまして、今年度は非常勤講師ではありますが、4名の先生に当たっていただくということをしております。

通級指導教室に関しましては、通常の学級での指導、それから特別支援学級でもまた異なる性質がありますことから、現在、センター校通級の学校で、その教員を配置いたしまして、通級指導教室と一緒に指導に入って、

現在、通級指導教室の指導方法を学んでいる時期でございます。このことを教員が2学期以降、来年度以降開設を目指している学校に配置をいたしまして、通級指導であったりとか、通級指導につながるような個別の対応というのを行って、来年度以降の研鑽につなげていきたいというふうな取組でございます。

教 育 長

ありがとうございます。

県の配置だけではなかなかニーズに追いつかない現状ですので、研修も1学期間させて、2学期には配置する予定で、今、対応しているところでございます。

それでは、他に意見ございませんでしょうか。

このことについて意見がないようですので、議案第13号「令和4年度奈良市教育支援委員会委員及び調査員の委嘱又は任命について」、採決をいたします。

本案を原案どおり可決することに決しまして、ご異議ございませんか。

各 委 員

異議なし。

教 育 長

それでは、異議なしと認めます。

よって、議案第13号は原案どおり可決することに決定をいたしました。

続きまして、議案第14号「公設フリースクール「HOPあやめ池(仮称)」にかかる用途変更について」、課長より説明願います。

教育支援・相談課長

まず、1ページをご覧ください。

今回、所管換え対象物一覧を挙げております。旧あやめ池幼稚園の建物6件、工作物11件が対象となります。

続きまして、2ページをご覧ください。

公有財産の所管換え内協議書になります。今回、子ども未来部から教育部へ所管換えを行っております。理由といたしましては、一番下、令和5年度より公設フリースクールとして活用するに当たり、現存建築物について転用を行うためというふうにしております。

3ページ以降は、今回対象となります建物・工作物の平面図、配置図のほうをつけております。旧あやめ池幼稚園舎の建物・工作物等を全て教育支援・相談課のほうの所管換えということで、資料としてつけております。

説明については以上でございます。ご審議のほどよろしく願います。

教 育 長

公設フリースクール(仮称)HOPあやめ池にかかる用途変更についてでございます。ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

令和5年度開設、HOPあやめ池（仮称）については、ご説明も既に行い実施し、今年度準備を進めているということでございますので、また進捗等、随時ご報告をしていただくということで進めております。

また、今現存のHOP青山についての活動状況も折を見てご報告をしてください。

それでは、ご意見、ご質問がないようですので、議案第14号「公設フリースクール「HOPあやめ池（仮称）」にかかる用途変更について」、採決をいたします。

本案を原案どおり可決することに決しまして、ご異議ございませんか。

各 委 員

異議なし。

教 育 長

異議なしと認めます。

よって、議案第14号は原案どおり可決することに決定をいたしました。

これで、非公開を除く本日の案件は全て終了いたしました。

教 育 長

これより非公開の案件に入ります。

議案第12号 「奈良市学校給食センター条例の一部改正について」、保健給食課長より説明願います。

非公開案件

この審議は、奈良市情報公開条例第29条第2号の規定により非公開とする。

保健給食課長

議案第12号「奈良市学校給食センター条例の一部改正について」、保健給食課長より概要説明。

<異議なし>

本件については、原案通り可決した。

教 育 長

次の議案は、関係課のみの審議といたしますので、関係課以外は退席をお願いします。

それでは、次に議案第9号「令和5年度使用奈良市立高等学校教科用図書選定委員会委員及び研究員の委嘱又は任命について」、学校教育課長より説明願います。

課長。

学校教育課長

議案第9号「令和5年度使用奈良市立高等学校教科用図書選定委員会委員及び研究員の委嘱又は任命について」、学校教育課長より概要説明。

<異議なし>

本件については、原案通り可決した。

教 育 長

これで本日の全ての案件は終了いたしました。このほかに何かご意見、ご連絡等はございませんか。

次回定例教育委員会の日程をお伝えします。

6月は議会開催のため変更になる可能性がございますが、現在、6月の定例教育委員会は6月28日、火曜日、10時から開催を予定しておりますので、よろしく願いをいたします。

それでは、これをもちまして、本日の教育委員会を閉会といたします。どうもありがとうございました。